

第31回 安来市農業委員会議事録

平成29年1月20日 午後2時00分 第31回安来市農業委員会会議を安来市伯太庁舎会議室に招集する。

1. 出席委員

1 番 小林 智弘君	2 番 安松 智君	3 番 青藤 治道君	4 番 大櫃 和則君
5 番 板垣 裕志君	6 番 藤原 明紀君	7 番 秋間千枝子君	8 番 増田 和夫君
9 番 北川 正幸君	10 番 伊藤 聡彦君	11 番 山本 朝來君	12 番 長谷川雅博君
13 番 新田 里恵君	14 番 根來 茂樹君	15 番 永田 正満君	16 番 塩見 秀雄君
17 番 富田由美子君	18 番 谷川 忠美君	19 番 妹尾 茂君	20 番 田邊チカ子君
22 番 板金 悟君	23 番 渡邊 克実君	24 番 小川 聡君	25 番 岩田 繁樹君
26 番 佐々木吉茂君	27 番 山崎 雅三君	28 番 加藤 昭彦君	29 番 宮本 重徳君
30 番 福田 渉君	31 番 岡田 一夫君	32 番 吉村 正君	33 番 小藤 昇君
34 番 渡邊 憲治君	35 番 齋藤 哲君	36 番 田中 通夫君	37 番 渡辺 和則君

2. 欠席委員

なし

3. 出席事務局

竹内 章二君 細田 正樹君 兒玉 尚子君

4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定 1月20日 1日
日程第 3	議第123号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 4	議第124号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第 5	議第125号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 6	議第126号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 7	報第132号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第 8	報第133号 農地法第18条の規定による通知について
日程第 9	報第134号 公共事業に伴う農地転用の届出について
日程第10	報第135号 公共事業に伴う農地一時転用の届出について
日程第11	報第136号 土地改良区からの地目変更届出の通知について

5. 議事

事務局：竹内 章二君

定刻になりましたので、只今から第31回安来市農業委員会を始めさせていただきますと思います。

それでは、本日お手元に配布しております資料は日程、申請総括表であります。ご確認をお願いします。

初めに、田中会長のあいさつをお願いいたします。

議長：田中 通夫君

【挨拶】

議長：田中 通夫君

本日の会議について事務局から報告願います。

事務局：竹内 章二君

本日の会議ですが、農業委員会等に関する法律 第21条第3項に基づき定足数に達しましたので、第31回安来市農業委員会の会議を開催します。

議長：田中 通夫君

欠席委員はありますか。

事務局：竹内 章二君

ありません。

議長：田中 通夫君

日程第1 議事録署名委員の指名 を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により26番 佐々木委員、27番 山崎委員を指名いたします。

議長：田中 通夫君

日程第2 会期の決定を議題とします。お諮りいたします。今会議は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数】

議長：田中 通夫君

ご異議なしと認めます。よって会議は本日1日と決定いたしました。

議長：田中 通夫君

日程第3 議第123号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：細田 正樹君

2ページをご覧ください。議第123号 農地法第3条の規定による許可申請について 上記のことについて、別紙のとおり農地法施行規則第10条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。続いて3ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。

今月の農地法第3条の許可申請は4件で、全て 所有権移転 に関する案件です。現地調査の確認につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。

1番は、耕作便利による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離は車で10分、必要な農機具は、田植機、コンバイン、トラクターを各1台所有しています。また、労働力は本人と妻、父、母の4人です。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、1324番1の畑が10a当たり10万円、その他4筆の田が10a当たり30万円です。

2番は、耕作不能による経営拡大のための所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離は10m、必要な農機具は、田植機、トラクター、コンバイン、乾燥機を各1台所有しています。また、労働力は本人と妻の2人です。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、無償です。

3番は、経営縮小による経営拡大のための所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離は車で5分、必要な農機具は、田植機、トラクターを各1台所有しています。また、労働力は本人と妻、子の3人です。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の

対価は、10a 当たり20万円です。

4番は、贈与による受贈のための所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離は約6km、必要な農機具は、耕うん機、軽トラックを各1台所有しています。また、労働力は本人と父の2人です。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、無償です。

議長：田中 通夫君

事務局の説明が終わりました。地元委員から補足説明を 1番の案件について30番 福田委員、2番の案件について26番 佐々木委員、3番の案件について29番 宮本委員、4番の案件について18番 谷川委員 お願いします。

30番 福田 渉君

30番 福田です。1番の案件について説明をします。まず、場所ですが、八坂の圃場は、国道9号線沿いの宇佐美スタンドから北側に50m入った地点です。あとの4筆は、宇佐美スタンドより北回り線を500m入った地点に吉佐川があり、その吉佐川を9号線の方に100m行った地点です。譲渡人はお父さんが亡くなり、跡を継ぐという考えはなく、長男長女も亡くなっており相続する人がいません。次男も結婚して都会の方へ出ておられ、営農をやめるという考えです。譲受人はその農地をお父さんの時から利用権設定で借りて作っていたということもあって、譲渡人の方からその農地を買ってもらえないかと意思表示があったものです。譲受人は19,363㎡の農地を耕作し、意欲的に農業に取り組んでおり、周囲の農地に悪影響を及ぼすこともないと思われます。委員の皆様のご審議の程よろしくをお願いします。

26番 佐々木 吉茂君

26番 佐々木です。2番の案件について説明をします。場所ですが、庁舎の前の県道安来伯太日南線を南の方へ約300m行きますと、信号があります。その信号を左折して、約250mから300m行きますと三叉路があります。それを左折して約200m行った所を右折して約100m行った所が申請場所です。本人は勤めながらですが、真摯に農業に取り組んでおりまして、また地域のリーダーとして活躍もしています。譲渡人は譲受人と親戚関係にありまして、譲渡人の方が高齢で耕作ができないということもあって、譲り受けるものです。周辺農地の農業上の影響はないと考えます。委員の皆様のご審議の程、よろしくをお願いします。

29番 宮本 重徳君

29番 宮本です。3番の案件について説明をします。伯太大橋を東の方へ入りますと、信号機のある交差点に差し掛かります。それが県道米子広瀬線です。それを南の方へ2km入ります。未明自治会を外れたところですが、そこを東側へ600m入った所が申請場所です。未明から政の方に抜ける道の谷田です。譲渡人は高齢であり、譲受人は20,600㎡の農地を意欲的に耕作しています。譲受人は今回譲り受ける田んぼの近くに8反位続きで耕作していることもあり、今回の申請になりました。周辺農地の農業上の影響はないと考えます。委員の皆様のご審議の程、よろしくをお願いします。

18番 谷川 忠美君

18番 谷川です。4番の案件について説明をします。これは相続の案件です。長男が米子に住んでいますが、今回の申請の農地は現在圃場整備中であり、組合に参加するため、長男の名義にするものです。周辺農地の農業上の影響はないと考えます。委員の皆様のご審議の程、よろしくをお願いします。

議長：田中 通夫君

説明が終わりました。それでは只今から1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：田中 通夫君

次に、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：田中 通夫君

次に、3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：田中 通夫君

次に、4番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

35番 齋藤 哲君

議長。

議 長：田中 通夫君

35番 齋藤委員。

35番 齋藤 哲君

35番 齋藤です。4番案件について質問させていただきます。これについては相続という説明があったわけですが、議案に名前が載っているということはまだご健在ではないかと思われます。これは相続ではなく生前贈与ではないかと思ひます。

事務局：細田 正樹君

贈与です。

35番 齋藤 哲君

生前贈与ですね。

事務局：細田 正樹君

そうです。

議長：田中 通夫君

地元委員さん、確認をしたいのですが生前贈与でいいですか。

18番 谷川 忠美君

はい、すいません。生前贈与です。

議長：田中 通夫君

齋藤委員、よろしいですか。

35番 齋藤 哲君

わかりました。

議長：田中 通夫君

他に質疑はありませんか。

議長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：田中 通夫君

日程第4 議第124号 農地法第4条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局：細田 正樹君

6ページをご覧ください。議第124号 農地法第4条の規定による許可申請について 上記のことについて、別紙のとおり農地法施行規則第22条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。7ページに案件の内容、8ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第4条の許可申請は、1件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。

1番は、農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断します。転用目的は、植林です。申請者は、二十数年間、申請地を保管管理地として維持管理をしてきましたが、現在は、用水を引いていた堤の土手には木々が生え、漏水し入水困難となり、耕作が出来ない状態となっています。圃場整備事業により復田を計画していましたが、事業の対象外となり、維持管理するにも体力的に限界を感じ、植林を行い山林として維持管理をする計画こととしたものです。よって、当該申請地以外では、その目的が達成出来ませんので、農地法第4条第6項第2号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。

議長：田中 通夫君

説明が終わりました。1番の案件について、地元委員から申請場所の説明を求めます。31番 岡田委員をお願いします。

31番 岡田 一夫君

31番 岡田です。議案書の8ページをご覧ください。左側の水色の所が伯太川、上の方が安来方面、そこにかかる橋が宇賀荘大橋です。伯太日南線の県道9号の宇賀荘大橋の右岸から米子広瀬線の県道257号線を500m入った所から市道ですが、高尾クリーンセンターに入る市道があります。そこを右

折して約600m行った右側が1番目の場所、ここに6筆があります。それから同じ道を高尾の方に向かい、700m行った所の右側に3筆があります。これが申請地です。よろしくお願いします。

議長：田中 通夫君

次に現地調査4班の調査報告を25番 岩田委員お願いします。

25番 岩田 繁樹君

25番 岩田です。4条申請の現地調査の報告をさせていただきます。今月の調査班は4班で、長谷川班長、藤原委員、北川委員、渡邊克実委員、宮本委員と私の6名、事務局より竹内局長、細田主査の8名で1月19日午後1時30分より調査を行いました。事務局内において概要説明を事務局より受け、45分より、現地へ向いました。現地では、岡田委員、新田委員に対応していただき、岡田委員より転用説明と現地説明を受けました。農地の所在は清井山田ですが、先程岡田委員より説明がありましたとおり、20番台と90番台は離れております。20番台の面積は1,268㎡あります。現況は市道とほぼ同じ高さに位置していますが、奥部が狭く、三方を山と高い樹木に囲まれており、保全管理はされていますが、日当たりも悪く農作物の作付には不向きと判断しました。それから90番台は5,134㎡の面積がありますが、市道より幅1m位の悪道をおおよそ40m位入った高低差15m位の位置にあり、地番は6筆ありますが窪数は10枚以上と非常に不便な水田であります。溜池は、水漏れなどで機能を果たしておらず、平成に入ってから保全管理として維持をされていましたが、申請者も高齢となり、この度の宇賀荘地区第3圃場整備から除外されたこともあり、植林を計画されたということです。4条申請に必要な書類はすべて整っており、調査班としては許可妥当と判断しました。皆様方のご審議の程よろしくお願いいたします。

議長：田中 通夫君

地元委員から補足説明がありましたら、説明をお願いします。

議長：田中 通夫君

ないようですので、只今から1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：田中 通夫君

日程第5 議第125号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：細田 正樹君

9ページをご覧下さい。議第125号 農地法第5条の規定による許可申請について 上記のことについて、別紙のとおり農地法施行規則第48条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。10ページに案件の内容、11ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は、1件で 所有権移転 に関する案件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。

1番は、農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断します。転用目的は、宅地で、権利の設定は所有権移転です。島根県が施行する国道432号社会資本

整備総合交付金（広域連携）事業（菅原広瀬バイパス２工区）に伴い、申請者の既存の宅地の一部を事業用地として提供することになりました。残地では、駐車場２台分と庭木の移植が出来ないため、代替地として隣接する農地を宅地にするものです。よって、この当該申請地以外では、その目的が達成出来ませんので、農地法第５条第２項第２号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、無償です。

議 長：田中 通夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。

１番の案件について３２番 吉村委員 お願いします。

３２番 吉村 正君

３２番 吉村です。１番案件の申請場所について説明します。１１ページの位置図をご覧ください。国道４３２号線が走っております。先程説明がありましたようにバイパスの予定があり、この図面には載っていませんが、右下の縮尺の縮という字のあたりから山と田んぼの等高線、あの辺りから緩いＳ字で川を渡り、国道４３２号線の左上農地法の農の字あたりに向けてバイパスが現在計画されています。この地域につきましては広瀬庁舎から４３２号線を通りまして祖父谷方面に約６００ｍ上がります。先程説明しましたようにバイパスの計画と現行の４３２号線の合流地点あたりに今回申請する土地がございますが、現行の国道４３２号線よりも道路から約５から６ｍ下にある農地です。以上です。

議 長：田中 通夫君

次に現地調査４班の調査報告を２５番 岩田委員お願いします。

２５番 岩田 繁樹君

２５番 岩田です。５条申請の現地調査の報告をさせていただきます。現地では吉村委員、板垣委員、伊藤委員に対応していただき、吉村委員より説明を受けました。先程事務局により説明がありましてとおり、現在国道４３２号線のバイパス工事が着工中ですが、その工事に伴い進入路、駐車場、庭の一部が事業用地として提供されることによって、その代替地として申請されるものです。なお、申請場所の奥部には２件の住居があり、共用として使用している公衆用道路も利用できなくなることから、新しく南側の祖父谷川沿いに進入路が計画されています。その進入路と申請場所に隣接している１０２．７９㎡の地目、田を代替地として提供されます。申請地は現在の住居より１ｍ５０ｃｍ位低い位置にありますが、盛土、造成は公共事業による残土処理として施工し、隣地の了解を取り、幅を持って盛土し、周辺への土砂の流出を防ぎます。雨水は自然排水されます。この代替地によって周辺農地に与える影響は少なく、許可は妥当と判断しました。審議のほどをよろしくお願い申し上げます。なお、この工事は２年後の施行予定だそうです。

議 長：田中 通夫君

地元委員から補足説明がありましたら、説明をお願いします。

議 長：田中 通夫君

ないようですので、只今から１番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：田中 通夫君

日程第6 議第126号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：細田 正樹君

12ページをご覧ください。議第126号 農用地利用集積計画の決定について 上記のことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審議を求めるものです。別紙資料1の1ページをご覧ください。計画要請につきましては、下段の表の「利用集積計画件数、面積の欄」をご覧ください。今月は、賃借権が132件で、144, 826㎡、使用貸借が46件で、30, 707㎡、全体で178件、総面積が175, 533㎡となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。

農林振興課：仙田 美浩君

農林振興課の仙田です。今月の利用集積計画案の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。また、農地中間管理機構の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業により農地の中間管理権を設定するものです。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長：田中 通夫君

説明が終わりました。それでは質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

25番 岩田 繁樹君
議長。

議長：田中 通夫君

25番 岩田委員。

25番 岩田 繁樹君

25番 岩田です。3ページの番号8番ですが、申請者は75歳で相手方が81歳、どちらも高齢であります。使用期間が6年となっております。決して高齢だから農作業ができないわけではないのですが、高齢になると何かと不自由な面が多々あるかと思ひます。こうしたことに対して年齢で差別することはできないとは思ひますが、指導としてはどういう指導をなされているのかお聞き申し上げます。

農林振興課：仙田 美浩君

法律上では定められておりませんので、指導という指導はしていません。

議長：田中 通夫君

確かに80歳を過ぎておられますが、6年も頑張って農業をやるんだという気持ちを持っておられますので、あなたはもう高齢だからちょっと考えなさいというようなことは言えませんし、ありがたいことです。80歳を過ぎててもよその田んぼを作ってあげられるということは良いことでありますので、岩田委員さんの言われることも分らないはないのですが。

25番 岩田 繁樹君

今日、新聞紙上を賑わせております高齢者の交通事故、自動車の事故が多発しております。決して農機具も例外ではなく、トラクターあるいはコンバイン等も道路を走ります。十分気をつけて走っておられるとは思ひますが、なにぶんにも今日騒がしている高齢者でございますので、先程仙田さんから法律上は決して問題ないと言われましたが、私達もそうだと思います。しかし、法律上、何ら問題ないからといって

提出された申請をすべて受けるということも、これは少し考えものではないかと思っております。近隣にもし作物をもっと作りたいと言っておられる若い人たちがおられれば、できればその人達に後継者となっ
ていただき、これからの農業を支えていってもらうというのも、一つは大事なことはないかと思っております。法律上は確かに問題ございませんが、そうした指導も付け加えて許可するのが良いのかなと私は
思います。以上です。

議 長：田中 通夫君

今、言われたことは我々農業委員もそれぞれ利用権設定についても考えていかなければいけないかなと思
います。

議 長：田中 通夫君

他に質疑はありませんか。

議 長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件は提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：田中 通夫君

日程第7 報第132号 農地法第3条の3第1項の規程による届出について を議題とします。事務
局の説明を求めます。

事務局：細田 正樹君

14ページをご覧ください。報第132号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 上記の
ことについて、別紙のとおり農地法施行規則第21条の規定による届出書の提出がありましたので報告す
るものです。15ページから18ページに届出内容載せていますのでご覧下さい。今月の届出について
は、3件で、相続が2件、時効取得が1件です。以上です。

議 長：田中 通夫君

事務局の説明が終わりました。この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：田中 通夫君

日程第8 報第133号 農地法第18条の規定による通知について を議題とします。事務局の説明を
求めます。

事務局：細田 正樹君

19ページをご覧ください。報第133号 農地法第18条の規定による通知について 農地法第18
条第6項の規定による合意解約通知書の提出がありましたので報告するものです。続いて20ページから
30ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第18条の規定による解約につい
ては37件で、農業経営基盤強化促進法による賃貸借の解約が36件と農地法による賃貸借の解約が1件
です。以上です。

議 長：田中 通夫君

事務局の説明が終わりました。この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：田中 通夫君

日程第9 報第134号 公共事業に伴う農地転用の届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：細田 正樹君

31ページをご覧ください。報第134号 公共事業に伴う農地転用の届出について 上記のことについて、別紙のとおり農地転用の例外である農地法施行規則第53条第5号による届出書の提出がありましたので報告するものです。今月の公共事業に伴う農地転用の届出については3件です。

1番は、安来市長 近藤 宏樹からで転用理由は、安来市消防団 広瀬方面隊山佐分団消防団拠点施設を建設するものです。

2番、3番は、安来市長 近藤 宏樹からで転用理由は、携帯電話等エリア整備事業により移動通信用鉄塔を建設するものです。

議 長：田中 通夫君

事務局の説明が終わりました。この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：田中 通夫君

日程第10 報第135号 公共事業に伴う農地一時転用の届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：細田 正樹君

33ページをご覧ください。報第135号 公共事業に伴う農地一時転用の届出について 上記のことについて、別紙のとおり農地一時転用の届出書の提出がありましたので報告するものです。34ページをご覧ください。今月の公共事業に伴う農地一時転用の届出については2件です。いずれも、安来市長 近藤 宏樹からで、携帯電話等エリア整備事業により建設する移動通信用鉄塔の作業場として使用するものです。工期は、既に始まっていますが、平成28年10月1日から平成29年3月31日までで、終了後は、農地に復元されます。

議 長：田中 通夫君

事務局の説明が終わりました。この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：田中 通夫君

日程第11 報第136号 土地改良区からの地目変更届出の通知 についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：細田 正樹君

35ページをご覧ください。報第130号 土地改良区からの地目変更届出の通知について 上記のことについて、別紙のとおり土地改良区からの通知があったので報告するものです。36ページをご覧ください。今月の通知は1件で、畑に地目変更です。以上です。

議 長：田中 通夫君

事務局の説明が終わりました。この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：田中 通夫君

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で、第31回安来市農業委員会会議を閉会とします。

(午後2時55分)